

静岡県告示第594号

静岡県低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業実施要綱（令和3年静岡県告示第461号）の一部を次のように改正する。

令和3年7月2日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後				
<p>第1 (略) (支給要件)</p> <p>第2 (1)～(3) (略)</p> <p>④ 前3号の規定にかかわらず、給付金は、支給対象者が次の表の左欄に掲げる者に該当する場合について、同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、既に同表の左欄に掲げる者に対して給付金が支給されている場合には、この限りでない。</p> <table border="1" data-bbox="244 1653 783 1982"> <tr> <td data-bbox="244 1653 512 1982">児童扶養手当受給者、及び公的年金給付等受給者（法第13条の2支給停止者に限る。）であって令和3年4月1日以後に死亡し</td> <td data-bbox="512 1653 783 1982">左欄に掲げる者の法第4条に定める要件に該当する児童（以下「監護等児童」という。）であった者</td> </tr> </table>	児童扶養手当受給者、及び公的年金給付等受給者（法第13条の2支給停止者に限る。）であって令和3年4月1日以後に死亡し	左欄に掲げる者の法第4条に定める要件に該当する児童（以下「監護等児童」という。）であった者	<p>第1 (略) (支給要件)</p> <p>第2 (1)～(3) (略)</p> <p>④ <u>第2号に規定する公的年金給付等受給者又は前号に規定する家計急変者に該当する者であっても、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給要領」（令和3年5月28日付け子発0528第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）に基づき支給される給付金（以下「その他の子育て世帯給付金」という。）の支給を既に受けている者又はその他の子育て世帯給付金の実施主体が支給を決定した者については、支給対象者には含まないものとする。</u></p> <p>⑤ <u>第1号から第3号の規定にかかわらず、給付金は、支給対象者が次の表の左欄に掲げる者に該当する場合について、同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、既に同表の左欄に掲げる者に対して給付金が支給されている場合には、この限りでない。</u></p> <table border="1" data-bbox="860 1653 1399 1982"> <tr> <td data-bbox="860 1653 1128 1982">児童扶養手当受給者、及び公的年金給付等受給者（法第13条の2支給停止者に限る。）であって令和3年4月1日以後に死亡し</td> <td data-bbox="1128 1653 1399 1982">左欄に掲げる者の法第4条に定める要件に該当する児童（以下「監護等児童」という。）であった者</td> </tr> </table>	児童扶養手当受給者、及び公的年金給付等受給者（法第13条の2支給停止者に限る。）であって令和3年4月1日以後に死亡し	左欄に掲げる者の法第4条に定める要件に該当する児童（以下「監護等児童」という。）であった者
児童扶養手当受給者、及び公的年金給付等受給者（法第13条の2支給停止者に限る。）であって令和3年4月1日以後に死亡し	左欄に掲げる者の法第4条に定める要件に該当する児童（以下「監護等児童」という。）であった者				
児童扶養手当受給者、及び公的年金給付等受給者（法第13条の2支給停止者に限る。）であって令和3年4月1日以後に死亡し	左欄に掲げる者の法第4条に定める要件に該当する児童（以下「監護等児童」という。）であった者				

た者（当該者が、当該者に対する給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合を含む。）	
公的年金給付等受給者（法第13条の2支給停止者を除く。）であって、令和3年3月23日以後に死亡した者（当該者が、当該者に対する給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合を含む。）	左欄に掲げる者の監護等児童であった者
家計急変者であって、給付金の申請後、当該者に対する給付金の支給が決定される日までの間に死亡した者	左欄に掲げる者の監護等児童であった者

第3～第12（略）

様式第1号（第4関係）（略）

た者（当該者が、当該者に対する給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合を含む。）	
公的年金給付等受給者（法第13条の2支給停止者を除く。）であって、令和3年3月23日以後に死亡した者（当該者が、当該者に対する給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合を含む。）	左欄に掲げる者の監護等児童であった者
家計急変者であって、給付金の申請後、当該者に対する給付金の支給が決定される日までの間に死亡した者	左欄に掲げる者の監護等児童であった者

第3～第12（略）

様式第1号（第4関係）（略）

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)申請書(請求書)

支給都道府県 申請経由町村
姓 氏 住所 町 区 丁目 番地 号

高面の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者

記入日 令和 年 月 日
氏名 性別 生年月日 現住所
公的年金受給状況

※「公的年金」とは、「国民年金(遺族基礎年金、遺族厚生年金及び遺族共済年金を含む。以下「国民年金」と称する。)、厚生年金(障害基礎年金、障害厚生年金及び障害共済年金を含む。以下「厚生年金」と称する。等)をいいます。

2. 監護等児童

令和3年9月31日時点で児童扶養手当の支給要件に該当する児童について記載してください。
No. 氏名 続柄 性別 障害の有無 生年月日 障害(別居)の別 住所(別居の場合のみ記入)

※「障害」とは、児童扶養手当の支給資格者が他の場合に該当すること、父の場合には監護し、かつ生計を司すること、養育者の場合には養育者であることをいいます。

3. 配偶者及び扶養義務者

同居する配偶者又は生計を回す扶養義務者等がある場合は記入してください。
配偶者(扶養義務者) 氏名 続柄 障害の有無
配偶者 有・無
扶養義務者 有・無

※扶養義務者とは、申請者と生計を回している(又は申請者が養育者である場合には申請者の生計を維持している)申請者の父母、祖父、子、孫等の直系血族をいいます。

(次ページも必ずご確認ください。)

4. 申請額・請求額

対象児童数 人 申請額・請求額 円
※給付金の対象児童数の人数を記入してください。対象児童数の人数は、監護等児童に記入された児童数の人数に相当します。

5. 児童扶養手当の支給要件

以下いずれかに該当する児童を監護しているかについて、該当する項目のチェック欄(□)に「✓」を入れてください。
※「児童扶養手当の支給要件」とは、都道府県等が定める要件をいいます。

6. 受取方法

希望する受取方法のチェック欄(□)に「✓」を入れて、必要事項を記入してください。
指定の金融機関口座(原則、1.の申請・請求者の口座とします。)への振込みを希望
※振込先金融機関口座番号を添付していただくようお願いいたします。

【誓約・同意事項】

- 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)申請書(請求書)に「ひとり親世帯分」として記載されている旨を、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和4年2月28日までに、都道府県等が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金(ひとり親世帯分)が支給されないことにご同意します。

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)申請書(請求書)

支給都道府県 申請経由町村
姓 氏 住所 町 区 丁目 番地 号

高面の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者

記入日 令和 年 月 日
氏名 性別 生年月日 現住所
公的年金受給状況

※「公的年金」とは、「国民年金(遺族基礎年金、遺族厚生年金及び遺族共済年金を含む。以下「国民年金」と称する。)、厚生年金(障害基礎年金、障害厚生年金及び障害共済年金を含む。以下「厚生年金」と称する。等)をいいます。

2. 監護等児童

令和3年9月31日時点で児童扶養手当の支給要件に該当する児童について記載してください。
No. 氏名 続柄 性別 障害の有無 生年月日 障害(別居)の別 住所(別居の場合のみ記入)

※「障害」とは、児童扶養手当の支給資格者が他の場合に該当すること、父の場合には監護し、かつ生計を司すること、養育者の場合には養育者であることをいいます。

3. 配偶者及び扶養義務者

同居する配偶者又は生計を回す扶養義務者等がある場合は記入してください。
配偶者(扶養義務者) 氏名 続柄 障害の有無
配偶者 有・無
扶養義務者 有・無

(次ページも必ずご確認ください。)

4. 申請額・請求額

対象児童数 人 申請額・請求額 円
※給付金の対象児童数の人数を記入してください。対象児童数の人数は、監護等児童に記入された児童数の人数に相当します。

5. 児童扶養手当の支給要件

以下いずれかに該当する児童を監護しているかについて、該当する項目のチェック欄(□)に「✓」を入れてください。
※「児童扶養手当の支給要件」とは、都道府県等が定める要件をいいます。

6. 受取方法

希望する受取方法のチェック欄(□)に「✓」を入れて、必要事項を記入してください。
指定の金融機関口座(原則、1.の申請・請求者の口座とします。)への振込みを希望
※振込先金融機関口座番号を添付していただくようお願いいたします。

【誓約・同意事項】

- 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)申請書(請求書)に「ひとり親世帯分」として記載されている旨を、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和4年2月28日までに、都道府県等が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金(ひとり親世帯分)が支給されないことにご同意します。

提出書類

- 『低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)申請書(請求書)』(本書)  
※ 必要事項をご記入ください。
- 『申請者・請求者本人確認書類の写し(コピー)』  
※ 申請者・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(写画)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。
- 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』 (※「6. 受取方法」で「ア」を選択した場合に限る。)  
※ 運転免許証の写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。
- 『児童扶養手当の支給要件を確認できる書類』  
※ 児童扶養手当は給付金(給付)に限り、児童扶養手当の支給要件について都道府県の認定を受けている場合は不要です。(※「2. 監護等児童」及び「6. 児童扶養手当の支給要件」において、認定の状況を確認する必要がある場合は、添付するための書類を添付してください。)
- 『前年収入(所得)額の中立書』(別紙様式第3号)  
※ 申立てを行う収入(所得)に係る給与明細書、年金振込通知書等の収入額が分かる書類を添付してください。

様式第2号(第6関係)

家計急変者用

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分) 申請書(請求書)

支給都道府県	申請理由町村
群馬	高崎市

裏面の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者

氏名	性別	生年月日	現住所
佐藤 太郎	男	1980年1月1日	高崎市中央1-1-1

公的年金受給状況

公的年金受給状況	基礎年金番号	児童の父又は母の死亡による遺族補償の受給状況
<input type="checkbox"/> 受けることができる(種類: )	1234567890	<input type="checkbox"/> 受けることができる(種類: )
<input type="checkbox"/> 支給停止(種類: )		<input type="checkbox"/> 支給停止(種類: )
<input type="checkbox"/> 受けることができない		<input type="checkbox"/> 受けることができない

2. 監護等児童

申請時点において、児童扶養手当の支給要件に該当する児童について記載してください。

No.	氏名	続柄	性別	生年月日	障害・別居の別	住所(別居の場合のみ記入)
1	佐藤 次郎	長男	男	2015年3月10日		
2						
3						
4						
5						

3. 配偶者及び扶養義務者

同居する配偶者又は生計を同じくする扶養義務者等がいる場合は記入してください。

氏名	氏名	氏名
配偶者	扶養義務者	扶養義務者
有・無	有・無	有・無

(次ページも必ずご確認ください。)

提出書類

- 『低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)申請書(請求書)』(本書)  
※ 必要事項をご記入ください。
- 『申請者・請求者本人確認書類の写し(コピー)』  
※ 申請者・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(写画)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。
- 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』 (※「6. 受取方法」で「ア」を選択した場合に限る。)  
※ 運転免許証の写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。
- 『児童扶養手当の支給要件を確認できる書類』  
※ 児童扶養手当は給付金(給付)に限り、児童扶養手当の支給要件について都道府県の認定を受けている場合は不要です。(※「2. 監護等児童」及び「6. 児童扶養手当の支給要件」において、認定の状況を確認する必要がある場合は、添付するための書類を添付してください。)
- 『前年収入(所得)額の中立書』(別紙様式第4号)  
※ 申立てを行う収入(所得)に係る給与明細書、年金振込通知書等の収入額が分かる書類を添付してください。

様式第2号(第6関係)

家計急変者用

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分) 申請書(請求書)

支給都道府県	申請理由町村
群馬	高崎市

裏面の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者

氏名	性別	生年月日	現住所
佐藤 太郎	男	1980年1月1日	高崎市中央1-1-1

公的年金受給状況

公的年金受給状況	基礎年金番号	児童の父又は母の死亡による遺族補償の受給状況
<input type="checkbox"/> 受けることができる(種類: )	1234567890	<input type="checkbox"/> 受けることができる(種類: )
<input type="checkbox"/> 支給停止(種類: )		<input type="checkbox"/> 支給停止(種類: )
<input type="checkbox"/> 受けることができない		<input type="checkbox"/> 受けることができない

2. 監護等児童

申請時点において、児童扶養手当の支給要件に該当する児童について記載してください。

No.	氏名	続柄	性別	生年月日	障害・別居の別	住所(別居の場合のみ記入)
1	佐藤 次郎	長男	男	2015年3月10日		
2						
3						
4						
5						

3. 配偶者及び扶養義務者

同居する配偶者又は生計を同じくする扶養義務者等がいる場合は記入してください。

氏名	氏名	氏名
配偶者	扶養義務者	扶養義務者
有・無	有・無	有・無

(次ページも必ずご確認ください。)

#### 4. 申請書-請求額

対象児童数	人	申請額-請求額	円
-------	---	---------	---

※ 給付金の対象児童の人数を記入してください。対象児童の人数は2. 監護等児童に記入された児童の人数に限りません。  
 ※ 申請額-請求額は、対象児童1人当たり一律30,000円となります。(例)対象児童数3人の場合：30,000円 × 3人 = 90,000円

#### 5. 児童扶養手当の支給要件

申請時点において児童扶養手当の支給要件に該当しているかについて確認するため、以下のいずれかに該当する児童を監護しているかについて、該当する項目のチェック欄(□)に『√』を入れてください。  
 ※既に、児童扶養手当の支給資格について都道府県等の認定を受けている場合は不要です。

支給要件	
<input type="checkbox"/>	父母が婚姻(法律婚)を解消した児童
<input type="checkbox"/>	父母が婚姻(事実婚)を解消した児童
<input type="checkbox"/>	父または母が死亡した児童
<input type="checkbox"/>	父または母が障害の状態にある児童
<input type="checkbox"/>	父または母の生死が明らかでない児童
<input type="checkbox"/>	父または母が引き続き1年以上遺棄している児童
<input type="checkbox"/>	父または母がDV被害に関する保護命令を受けた児童
<input type="checkbox"/>	父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
<input type="checkbox"/>	母が婚姻によらないで懐胎した児童

※「婚姻」とは、民法第711条第1項第1号に規定する「婚姻」を指し、事実婚(事実上の婚姻)を含む。また、婚姻が成立した後に解消された婚姻も「婚姻」として取り扱われる。  
 ※「DV被害」とは、児童がDV被害を受けたこと(児童が被害を受けたこと)を指す。  
 ※「遺棄」とは、父または母が児童と同居しない状態で児童を養育しない状態を指す。  
 ※「拘禁」とは、児童が犯罪行為により刑務所に収容されている状態を指す。  
 ※「懐胎」とは、児童が婚姻によらないで懐胎した児童を指す。

#### 6. 受取方法

(希望する受取方法のチェック欄(□)に『√』を入れて、必要事項を記入してください。)

□ア 指定の金融機関口座(原則、1. の申請-請求者の口座とします。)への振込みを希望  
 ※当基金金融機関口座開設届書等を添付してください(下線を強調)してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号	口座名義(フリガナのみ)
1. 銀行	2. 支店	3. 種別	4. 口座番号	5. 口座名義(フリガナのみ)

※口座番号は、支店番号・種別番号・口座番号(10桁)の順で記入してください。  
 ※口座名義は、申請-請求者の氏名を記入してください。  
 ※口座番号の欄は、口座番号(10桁)のみを記入してください。  
 ※口座名義の欄は、フリガナのみを記入してください。  
 ※口座番号と口座名義の欄は、必ず記入してください。  
 ※口座番号の欄は、口座番号(10桁)のみを記入してください。  
 ※口座名義の欄は、フリガナのみを記入してください。

□イ 窓口での現金支給を希望  
 ※金融機関の口座がない、金融機関から申し渡された場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方が対象となります。本人確認書類を添付してください。

#### 【誓約-同意事項】

(各項目のチェック欄(□)に『√』を入れてください。)

□ 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)(以下「給付金(ひとり親世帯分)」)の支給要件に該当します。  
 □ 給付金(ひとり親世帯分)の支給要件の該当性等を審査するため、都道府県等が必要な住民基本台帳情報、税情報や公的年金情報等の公表等の確認を行うことと必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。  
 □ 公表等や確認できない場合は、関係書類の提出を行います。  
 □ この申請書は、都道府県等において支給決定した後、給付金(ひとり親世帯分)の請求書として取り扱います。  
 都道府県等が支給決定した後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和4年2月28日までに、都道府県等が申請-請求者に連絡-確認できない場合に、給付金(ひとり親世帯分)が支給されないことに同意します。  
 □ 給付金(ひとり親世帯分)の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金(ひとり親世帯分)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金(ひとり親世帯分)を返還します。  
 □ 既に他の都道府県等で給付金(ひとり親世帯分)を受給していた場合には、給付金(ひとり親世帯分)を返還します。

#### 提出書類

□ 『低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)申請書(請求書)』(本書)  
 ※必要事項をご記入ください。  
 □ 『申請者-請求者本人確認書類の写し(コピー)』  
 ※申請者-請求者の顔写真、住民基本台帳カード(顔写真)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。  
 □ 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』 (※6. 受取方法「ア」を選択した場合に限る。)  
 ※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義を確認できる書類の写し(コピー)をご用意ください。  
 □ 『児童扶養手当の支給要件を確認できる書類』  
 ※戸籍簿又は住民基本台帳簿(以下「戸籍簿等」といいます。))に、児童扶養手当の支給要件について、**監護の状況を記載する必要がある場合は、記載するための書類**を添付してください。  
 □ 『簡易な収入(所得)見込額の中立書』(別紙様式第4号)  
 ※申立てを行う収入(所得)に係る給与明細書、年金支払通知書等の収入額が分かる書類を添付してください。

様式第3号(第6関係) (略)

#### 4. 申請書-請求額

対象児童数	人	申請額-請求額	円
-------	---	---------	---

※ 給付金の対象児童の人数を記入してください。対象児童の人数は2. 監護等児童に記入された児童の人数に限りません。  
 ※ 申請額-請求額は、対象児童1人当たり一律30,000円となります。(例)対象児童数3人の場合：30,000円 × 3人 = 90,000円

#### 5. 児童扶養手当の支給要件

申請時点において児童扶養手当の支給要件に該当しているかについて確認するため、以下のいずれかに該当する児童を監護しているかについて、該当する項目のチェック欄(□)に『√』を入れてください。  
 ※既に、児童扶養手当の支給資格について都道府県等の認定を受けている場合は不要です。

支給要件	
<input type="checkbox"/>	父母が婚姻(法律婚)を解消した児童
<input type="checkbox"/>	父母が婚姻(事実婚)を解消した児童
<input type="checkbox"/>	父または母が死亡した児童
<input type="checkbox"/>	父または母が障害の状態にある児童
<input type="checkbox"/>	父または母の生死が明らかでない児童
<input type="checkbox"/>	父または母が引き続き1年以上遺棄している児童
<input type="checkbox"/>	父または母がDV被害に関する保護命令を受けた児童
<input type="checkbox"/>	父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
<input type="checkbox"/>	母が婚姻によらないで懐胎した児童

※「婚姻」とは、民法第711条第1項第1号に規定する「婚姻」を指し、事実婚(事実上の婚姻)を含む。また、婚姻が成立した後に解消された婚姻も「婚姻」として取り扱われる。  
 ※「DV被害」とは、児童がDV被害を受けたこと(児童が被害を受けたこと)を指す。  
 ※「遺棄」とは、父または母が児童と同居しない状態で児童を養育しない状態を指す。  
 ※「拘禁」とは、児童が犯罪行為により刑務所に収容されている状態を指す。  
 ※「懐胎」とは、児童が婚姻によらないで懐胎した児童を指す。

#### 6. 受取方法

(希望する受取方法のチェック欄(□)に『√』を入れて、必要事項を記入してください。)

□ア 指定の金融機関口座(原則、1. の申請-請求者の口座とします。)への振込みを希望  
 ※当基金金融機関口座開設届書等を添付してください(下線を強調)してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号	口座名義(フリガナのみ)
1. 銀行	2. 支店	3. 種別	4. 口座番号	5. 口座名義(フリガナのみ)

※口座番号は、支店番号・種別番号・口座番号(10桁)の順で記入してください。  
 ※口座名義は、申請-請求者の氏名を記入してください。  
 ※口座番号の欄は、口座番号(10桁)のみを記入してください。  
 ※口座名義の欄は、フリガナのみを記入してください。  
 ※口座番号と口座名義の欄は、必ず記入してください。  
 ※口座番号の欄は、口座番号(10桁)のみを記入してください。  
 ※口座名義の欄は、フリガナのみを記入してください。

□イ 窓口での現金支給を希望  
 ※金融機関の口座がない、金融機関から申し渡された場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方が対象となります。本人確認書類を添付してください。

#### 【誓約-同意事項】

(各項目のチェック欄(□)に『√』を入れてください。)

□ 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)(以下「給付金(ひとり親世帯分)」)の支給要件に該当します。  
 □ 給付金(ひとり親世帯分)の支給要件の該当性等を審査するため、都道府県等が必要な住民基本台帳情報、税情報や公的年金情報等の公表等の確認を行うことと必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。  
 □ 公表等や確認できない場合は、関係書類の提出を行います。  
 □ この申請書は、都道府県等において支給決定した後、給付金(ひとり親世帯分)の請求書として取り扱います。  
 都道府県等が支給決定した後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和4年2月28日までに、都道府県等が申請-請求者に連絡-確認できない場合に、給付金(ひとり親世帯分)が支給されないことに同意します。  
 □ 給付金(ひとり親世帯分)の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金(ひとり親世帯分)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金(ひとり親世帯分)を返還します。  
 □ 既に他の都道府県等で給付金(ひとり親世帯分)を受給していた場合には、給付金(ひとり親世帯分)を返還します。

#### 提出書類

□ 『低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)申請書(請求書)』(本書)  
 ※必要事項をご記入ください。  
 □ 『申請者-請求者本人確認書類の写し(コピー)』  
 ※申請者-請求者の顔写真、住民基本台帳カード(顔写真)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。  
 □ 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』 (※6. 受取方法「ア」を選択した場合に限る。)  
 ※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。  
 □ 『児童扶養手当の支給要件を確認できる書類』  
 ※戸籍簿又は住民基本台帳簿(以下「戸籍簿等」といいます。))に、児童扶養手当の支給要件について、**監護の状況を記載する必要がある場合は、記載するための書類**を添付してください。  
 □ 『簡易な収入(所得)見込額の中立書』(別紙様式第4号)  
 ※申立てを行う収入(所得)に係る給与明細書、年金支払通知書等の収入額が分かる書類を添付してください。

様式第3号(第6関係) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

### 附 則

この告示は、令和3年7月2日から施行する。